

諮問番号：平成29年度諮問第6号

答申番号：平成29年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、妻の医療費の支払が困難であるにもかかわらず、住宅融資の返済を理由に行われた原処分（生活保護申請却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

保護を受給しながら住宅融資を返済することは、結果として生活に充てられるべき保護費から住宅融資の返済が行われることとなり、保護の適用を認めることはできないことから、原処分に違法又は不当な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分について

保護の処理基準によれば、ローン付き住宅の保有者からの保護申請については、それがローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している場合には、ローンの支払の繰り延べが行われている場合、又は、ローンの返済期間も短期間であり、かつ、ローン支払額も少額である場合を除き、保護の適用は行うべきでないとされている。

そこで、上記処理基準から本件を見ると、請求人は住宅融資を返済中であり、支払の繰り延べの事実は認められず、また、返済額は請求人世帯の最低生活費の3割を超え、決して少額とはいえず、さらに、返済期間（約6年）も必ずしも短期間ということとはできない。

そして、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としているところ、審査請求人は住宅融資の返済を継続する意向があったことからすると、資産の活用を忌避し、生活保護法（以下「法」という。）第4条の要件を欠いていると言わざるを得ない。

したがって、原処分は法令等の規定に従っており、違法又は不当な点はない。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分は、妻の医療費の支払が困難にもかかわらず、住宅融資の返済を理由に申請を却下していることから、違法又は不当であると主張しているものと解されるが、前記1のとおり、審査請求人の保護の申請は、法第4条の要件を欠いているから、採用することはできない。

3 以上のとおり、処分庁は、原処分を適法かつ正当に行っており、また、審査請求人の主張は理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、行審法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年5月11日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月16日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、ローン付き住宅の保有者からの保護申請については、それがローンにより取得した住宅で、ローン完済前のものを保有している場合には、結果として保護費からローンの返済を行うこととなるので、原則として保護の適用は行うべきでないとされ、例外として、ローンの支払の繰り延べが行われている場合、又は、ローンの返済期間も短期間であり、かつ、ローン支払額も少額である場合は、保護を適用して差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、審査請求人は、自ら所有する住宅の住宅融資を返済中であり、今後も返済を継続する意向であることから、前述の例外要件に該当しない限り、保護は行うことができないと解されるところ、本件においては、いずれの要件にも該当する事実は認められないから、保護の適用を行わないとした原処分は、法令等の規定に従った適正な取扱いであると認められる。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められないし、審理員の審理手続についても、適正なものと認められ、これを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美